

5 監 査 第 159 号
令 和 5 年 12 月 25 日

請求人
名古屋市天白区
太 田 敏 光 様

愛知県監査委員 前 田 貢

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
(通知)

令和5年11月27日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」とい
う。）については、別紙の理由により却下します。

別紙 本件住民監査請求を却下する理由

第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和5年11月27日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

- 1 請求の対象となる職員又は機関
愛知県議会事務局長
- 2 請求の対象となる財務会計行為
ビクトリア州への友好訪問団の訪問先に対する記念品の贈呈に係る支出
- 3 当該行為が違法・不当である理由
官官接待
- 4 請求する措置
支出された記念品代の返還を求める。

第2 監査委員の除斥

愛知県監査委員高桑敏直及び近藤裕人は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により、除斥された。

第3 要件審査

本件住民監査請求が法第242条の要件に適合しているかについて審査を行ったが、その結果は、次のとおりである。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員の財務会計上の行為について、違法又は不当である旨を指摘することをその要件としている。

請求人は、愛知県議会のビクトリア州への友好訪問団の訪問先に対する記念品の贈呈は官官接待であるから、当該行為に係る支出は違法又は不当であると主張している。

この点、この記念品の贈呈に関する可否については、平成元年9月5日最高裁判決において「普通地方公共団体の長又はその他の執行機関が、当該普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において、社会通念上儀礼の範囲にとどまる程度の接遇を行うことは、当該普通地方公共団体も社会的実体を有するものとして活動している以上、右事務に随伴するものとして、許容される」と判示されていることから、これを基準として考えることができる。本件贈呈は、県が友好提携を締結しているオーストラリア連邦ビクトリア州を令和5年10月22日から同月27日にわたり訪れ、同州議会等を表敬訪問した

際に、友好親善の儀礼として行われたことが認められる。

そして、贈呈の内容としては、ビクトリア州議会上下両院議長に「七宝焼小箱（単価 9,900 円）」、駐メルボルン日本国総領事に「七宝焼飾皿（単価 7,722 円）」を贈呈し、その他、総領事館主催意見交換会参加者に「となりのトトロ クリスタルペーパーウエイト（単価 4,125 円）」、訪問先対応者に「有松絞りテーブルセンター（単価 5,225 円）」、訪問先対応補助者等に「七宝焼ブックマーカー（単価 1,782 円）」の贈呈をしており、それらの総額は 114,477 円であることが認められる。また、これら贈呈品は県の伝統工芸品や県が整備を進めるジブリパークにちなんだ品であり、県の特色や取組等を紹介し、県の PR を図っているといえる。

これらを総合すると、本件贈呈の金額面、贈呈の範囲及び贈呈品の内容からは、社会通念上儀礼の範囲にとどまっており接遇として許容範囲にあったと認めることができる。また、請求人は、記念品の贈呈について官官接待と主張するのみで、それ以外に言及はなく、財務会計上の行為が違法又は不当である旨を具体的に指摘しているとはいえず、結局のところ、個人の見解を述べているにすぎないことからしても、本件住民監査請求は失当である。

第 4 結論

よって、本件住民監査請求は、法第 242 条の要件を欠いているので、不適法であり、これを却下する。